

案

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
別表第4（第15条関係） 〔表 別紙2 挿入〕 別表第7（第15条関係） 〔表 略〕 備考 1 この表において「入所等の措置」とは、里親又は小規模住居型児童養育事業者への委託及び乳児院（短期入所措置を除く。）、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設（法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。以下同じ。）</u> 又は児童自立支援施設への入所措置をいう。 〔2～4 略〕 5 本人（同一世帯から2人以上の者が同時に措置されている場合は低額児童以外の者をいう。以下同じ。）と同一世帯に法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（ <u>法第6条の2の2第</u>	別表第4（第15条関係） 〔表 別紙1 挿入〕 別表第7（第15条関係） 〔表 同左〕 備考 1 この表において「入所等の措置」とは、里親又は小規模住居型児童養育事業者への委託及び乳児院（短期入所措置を除く。）、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設又は児童自立支援施設への入所措置をいう。</u> 〔2～4 同左〕 5 本人（同一世帯から2人以上の者が同時に措置されている場合は低額児童以外の者をいう。以下同じ。）と同一世帯に法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（ <u>児童発達支援及び法</u>

2 項に規定する児童発達支援及び同条第 3 項に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。）又は法第24条の 3 第 4 項に規定する入所給付決定に係る障害児（以下「給付児童」という。）がいる場合は、「この表の定めるところにより算定した本人に係る徴収金の額＋当該徴収金の額×0.1×当該同一世帯における低額児童及び給付児童の人数」により算定された額を当該同一世帯の上限額（以下「当該同一世帯の上限額」という。）として、当該同一世帯の上限額がその月における本人の扶養義務者が負担する利用者負担額（法第21条の 5 の29第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）、法第24条の 7 第 1 項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20第 1 項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額はその月における本人の扶養義務者が負担する利用者負担額との差額とし、当該同一世帯の上限額が本人の扶養義務者が負担する利用

第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。）又は法第24条の 3 第 4 項に規定する入所給付決定に係る障害児（以下「給付児童」という。）がいる場合は、「この表の定めるところにより算定した本人に係る徴収金の額＋当該徴収金の額×0.1×当該同一世帯における低額児童及び給付児童の人数」により算定された額を当該同一世帯の上限額（以下「当該同一世帯の上限額」という。）として、当該同一世帯の上限額がその月における本人の扶養義務者が負担する利用者負担額（法第21条の 5 の29第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）、法第24条の 7 第 1 項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20第 1 項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は当該同一世帯の上限額と本人の扶養義務者が負担する利用者負担額との差額とし、当該同一世帯の上限額が本人の扶養義務者が負担する利用者負担額を下回る

者負担額を下回る場合にあつては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額 は0とする。 [6・7 略]	場合にあつては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は0とする。 [6・7 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した表記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、令和6年9月以後の月における措置に要した費用の徴収について適用し、同年8月以前の月における措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

[別表第4 別紙1]

保育措置徴収金額表

世帯の区分			徴収月額
[同左]			
第2階層	児童の保護 者が被保護 者又は里親 である世帯 以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が当該年度（4月から8月まで の間にあつては、前年度。以下この表において同じ。） 分の市町村民税（地方税法第328条の規定によつて課す る所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を 含む。以下この表において同じ。）の条例で定めるところ により当該市町村民税を免除された者を含むものと し、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に 住所を有しない者を除く。）である世帯（以下この表に おいて「非課税世帯」という。）	0
第3階層	非課税世帯 以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が児童と同一の 世帯に属する 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第 等に該当する 328条の規定によつて課する 世帯（以下この 所得割を除く。以下この表に 表において「要 おいて同じ。）を課されない 保護世帯等」と 者（市町村の条例で定めると いう。）	2,000 (0)
		ころにより当該所得割を免 除された者を含むものとし、 当該所得割の賦課期日にお いて同法の施行地に住所を 有しない者を除く。）である 世帯	8,100 (4,050)
第4階層		算定対象扶養義務者全員に 要保護世帯等 ついての当該年度分の市町 村民税の地方税法第292条第 1項第2号に掲げる所得割	3,500 (0)
		要保護世帯等 以外の世帯	10,100 (5,050)

		の額（子ども・子育て支援法 施行規則（平成26年内閣府令 第44号）第21条に定める規定 による控除をされるべき金 額があるときは、当該金額を 加算した額とする。以下この 表において同じ。）の合計額 （以下この表において「所得 割合計額」という。）が46,000 円未満である世帯		
第5階層		所得割合計額が46,000円以 上48,600円未満である世帯	要保護世帯等 要保護世帯等 以外の世帯	5,000 (0) 11,800 (5,900)
第6階層		所得割合計額が48,600円以 上50,000円未満である世帯	要保護世帯等 要保護世帯等 以外の世帯	6,000 (0) 14,000 (7,000)
第7階層		所得割合計が50,000円以上 54,000円未満である世帯	要保護世帯等 要保護世帯等 以外の世帯	7,000 (0) 15,700 (7,850)
第8階層		所得割合計額が54,000円以 上59,000円未満である世帯	要保護世帯等 要保護世帯等 以外の世帯	8,000 (0) 18,300 (9,150)
第9階層		所得割合計額が59,000円以 上77,101円未満である世帯	要保護世帯等 要保護世帯等 以外の世帯	9,000 (0) 21,500 (10,750)
第10階層		所得割合計額が77,101円以上79,000円未満		21,500

		である世帯	(10, 750)
第11階層		所得割合計額が79, 000円以上97, 000円未満である世帯	24, 900 (12, 450)
第12階層		所得割合計額が97, 000円以上115, 000円未満である世帯	28, 300 (14, 150)
第13階層		所得割合計額が115, 000円以上133, 000円未満である世帯	32, 700 (16, 350)
第14階層		所得割合計額が133, 000円以上169, 000円未満である世帯	39, 400 (19, 700)
第15階層		所得割合計額が169, 000円以上211, 201円未満である世帯	45, 100 (22, 550)
第16階層		所得割合計額が211, 201円以上217, 000円未満である世帯	45, 100 (22, 550)
第17階層		所得割合計額が217, 000円以上256, 000円未満である世帯	50, 700 (25, 350)
第18階層		所得割合計額が256, 000円以上301, 000円未満である世帯	53, 000 (26, 500)
第19階層		所得割合計額が301, 000円以上358, 000円未満である世帯	59, 200 (29, 600)
第20階層		所得割合計額が358, 000円以上397, 000円未満である世帯	61, 700 (30, 850)
第21階層		所得割合計額が397, 000円以上432, 901円未満である世帯	65, 900 (32, 950)
第22階層		所得割合計額が432, 901円以上536, 000円未満である世帯	65, 900 (32, 950)
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない世帯		70, 600 (35, 300)

備考

[1 ～ 6 同左]

7 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）、保育所（法第39

条第1項に規定する保育所をいう。以下この表において同じ。)、児童心理治療施設(法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。)若しくは認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)に通い、在学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下この表において同じ。)による保育を受け、又は児童発達支援(法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)を受ける学校教育法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない児童(以下この表において「算定基準児童」という。)が同一世帯に2人以上いる場合における当該世帯に属する次の各号に掲げる児童に係る徴収金の月額、当該各号に定める額とする。

- (1) 算定基準児童のうち出生の時が最も早い児童 この表の徴収月額の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている額
- (2) 算定基準児童のうち出生の時が2番目に早い児童 この表の徴収月額の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている額
- (3) 算定基準児童のうち(1)及び(2)のいずれにも該当しない児童 0

8 特定被監護者等(児童の保護者に監護される者、児童の保護者に監護されていた者又は児童の保護者若しくはその配偶者の直系卑属であつて、児童の保護者と生計を一にするものをいう。以下この表において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合であつて、当該世帯がこの表の第2階層から第7階層まで又は第8階層(所得割合算額が54,000円以上57,700円未満である世帯に限る。)のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する次の各号に掲げる児童に係る徴収金の月額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下この表において同じ。)ではない特定被監護者等がない場合の特定被監護者等のうち出生の時が最も早い児童 この表の徴収月額の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている額
- (2) 小学校就学前子どもではない特定被監護者等がない場合又は小学校就学前子どもではない特定被監護者等が1人いる場合の特定被監護者等のうち出生の時が2番目に早い児童 この表の徴収月額の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている額
- (3) 特定被監護者等のうち(1)及び(2)のいずれにも該当しない児童 0

9 児童と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該児童に係る前

項の規定の適用については、同項中「第2階層から第7階層まで又は第8階層（所得割合算額が54,000円以上57,700円未満である世帯に限る。）」とあるのは「第3階層から第9階層まで」とする。

10 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 災害その他特別の事由であつて市長が緊急やむを得ないと認めるものにより、法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び家庭的保育事業等を行う事業所をいう。）から保育の提供がなされなかつた場合

[別表第4 別紙2]

保育措置徴収金額表

世帯の区分			徴収月額
[略]			
第2階層	児童の保護 者が被保護 者又は里親 である世帯 以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が当該年度（4月から8月まで）の間にあつては、前年度。以下この表において同じ。）分の市町村民税（地方税法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下この表において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯（以下この表において「非課税世帯」という。）	0
第3階層	非課税世帯 以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が児童と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する世帯（以下この表において「要保護世帯等」という。）	2,000
		ころにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯	8,100
		算定対象扶養義務者全員に要保護世帯等	3,500
第4階層		ついての当該年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割	10,100
		要保護世帯等以外の世帯	

		の額（子ども・子育て支援法 施行規則（平成26年内閣府令 第44号）第21条に定める規定 による控除をされるべき金 額があるときは、当該金額を 加算した額とする。以下この 表において同じ。）の合計額 （以下この表において「所得 割合計額」という。）が46,000 円未満である世帯		
第5階層		所得割合計額が46,000円以 上48,600円未満である世帯	要保護世帯等	5,000
			要保護世帯等 以外の世帯	11,800
第6階層		所得割合計額が48,600円以 上50,000円未満である世帯	要保護世帯等	6,000
			要保護世帯等 以外の世帯	14,000
第7階層		所得割合計額が50,000円以 上54,000円未満である世帯	要保護世帯等	7,000
			要保護世帯等 以外の世帯	15,700
第8階層		所得割合計額が54,000円以 上59,000円未満である世帯	要保護世帯等	8,000
			要保護世帯等 以外の世帯	18,300
第9階層		所得割合計額が59,000円以 上77,101円未満である世帯	要保護世帯等	9,000
			要保護世帯等 以外の世帯	21,500
第10階層		所得割合計額が77,101円以上79,000円未満		21,500

		である世帯	
第11階層		所得割合計額が79,000円以上97,000円未満である世帯	24,900
第12階層		所得割合計額が97,000円以上115,000円未満である世帯	28,300
第13階層		所得割合計額が115,000円以上133,000円未満である世帯	32,700
第14階層		所得割合計額が133,000円以上169,000円未満である世帯	39,400
第15階層		所得割合計額が169,000円以上211,201円未満である世帯	45,100
第16階層		所得割合計額が211,201円以上217,000円未満である世帯	45,100
第17階層		所得割合計額が217,000円以上256,000円未満である世帯	50,700
第18階層		所得割合計額が256,000円以上301,000円未満である世帯	53,000
第19階層		所得割合計額が301,000円以上358,000円未満である世帯	59,200
第20階層		所得割合計額が358,000円以上397,000円未満である世帯	61,700
第21階層		所得割合計額が397,000円以上432,901円未満である世帯	65,900
第22階層		所得割合計額が432,901円以上536,000円未満である世帯	65,900
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない世帯		70,600

備考

[1～6 略]

7 特定被監護者等（児童の保護者に監護される者、児童の保護者に監護されていた者又は児童の保護者若しくはその配偶者の直系卑属であつて、児童の保護者と生計を一にす

るものをいう。以下この表において同じ。) が同一世帯に 2 人以上いる場合の当該世帯に
属する特定被監護者等である児童に係る徴収金の月額、当該児童が特定被監護者等の
うち出生の時に最も早い者である場合を除き、0 とする。

[削る]

[削る]

8 次の各号に掲げる場合における徴収金の月額は、この表の徴収月額の欄に記載されている金額を25日を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

[(1)・(2) 略]

- (3) 災害その他特別の事由であつて市長が緊急やむを得ないと認めるものにより、法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る保育所等（保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を行う事業所をいう。）から保育の提供がなされなかつた場合